

産業廃棄物（死亡牛）処分業務に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和8年3月5日

香川県立農業経営高等学校長 喜多 泰三

1 公募に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度産業廃棄物（死亡牛）処分業務
- (2) 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 業務の内容 農業経営高校から排出される産業廃棄物（死亡牛）の処分
- (4) 産業廃棄物の種類、予定数量、処分方法、搬入

①種類：家畜の死体（死亡牛）

②予定数量：◇月齢 3ヶ月未満 1頭

◇月齢 3ヶ月以上

） 1頭

月齢12ヶ月未満

◇月齢12ヶ月以上 1頭

※予定数量は発注回数を保証するものではなく、予定数量が増減しても、異議を申立てないものとする。

③処分方法：レンダリング

④搬入：受託者が指定する処分場への搬入は、香川県が行う。

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に該当しない者
- (6) 都道府県知事又は保健所設置市長より、当該産業廃棄物処分業の許可を受けている者であること。
- (7) 過去5年間に、本公告に示した本業務の実績を有し、当該業務について、適切かつ迅速に履行した実績がある者。

3 応募方法

応募意思表明書（様式任意）及び2の（6）、（7）の要件を満たすことを証明する書類（以下「応募意思表明書等」という。）を香川県立農業経営高等学校事務室に郵送（期間内必着）により提出して下さい。

（受付期間）令和8年3月5日から令和8年3月16日まで（土・日曜日、祝日を除く。）

（受付時間）8：30～12：15、13：00～17：00

4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書等を提出した者が1者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書等を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結します。
- (3) 本件は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で、当該予算の執行が可能となったとき、見積の効力が生ずるものとします。

5 契約書作成の要否

要します。

6 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。可とします。

7 応募・照会先

〒761-2395 香川県綾歌郡綾川町北1023-1

香川県立農業経営高等学校 事務部 担当者：村岡

TEL：087-876-1161

FAX：087-876-1179